

所管部課	市民環境部 市民課		部長	木村 西	
件名	東大和市印鑑条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条による、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正が施行された。</p> <p>これに伴い、個人番号カードを所有する者が移動端末設備（スマートフォン）を利用して、多機能端末機（コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機）により印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となるため、当該条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>第19条において、多機能端末機による証明書の交付にあたって電子証明書を記録した個人番号カードを利用するとしている規定を、電子証明書を記録した個人番号カード又は電子証明書を記録した移動端末設備を利用する規定に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>規則で定める日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>個人番号カードを所有する者が、移動端末設備を利用して多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となり、市民の利便性が向上する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年5月19日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（法律第37号）が公布された。</p> <p>令和5年4月19日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第166号）が公布され、施行日が令和5年5月11日と定められた。</p> <p>文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和5年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。